

入札公告書

下記の案件について、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。 **なおこの入札は郵便入札により執行します。**

令和 8年 1月30日

橿原市
橿原市長 亀田 忠彦

第1 入札に付する事項

1. 契 約 番 号 5073001336
2. 案 件 名 成人保健事業に伴う検（健）診受診券業務
3. 場 所 橿原市畝傍町・内膳町地内
4. 契 約 期 間 契約日の翌日から 令和 8年 5月 1日 まで
5. 業 務 概 要 仕様書に記載のとおり ※仕様書等閲覧方法は下記第3を参照。
6. 予 定 価 格 非公表
7. 最 低 制 限 価 格 設定なし
8. 入 札 保 証 金 免除
9. 契 約 保 証 金 免除
10. 事 後 審 査 あり ※下記第7「事後審査「あり」の案件の場合」を参照。

第2 入札に参加する者に必要な要件

本案件の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 橿原市入札参加資格者名簿に登録されている者で、以下の登録種別と地域区分に登録のある者であること。

●登録種別	印刷
●地域区分	指定なし
2. 仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日までに仕様書等閲覧資格確認申請書を提出し、仕様書等閲覧資格確認結果通知書で閲覧資格を確認された通知を受けた者（下記第3参照）であること。
3. 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当したために、競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
4. 仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日から契約締結日まで、橿原市入札参加資格停止要綱（平成14年橿原市告示第208号）による資格停止措置を受けていない者であること。
5. 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
6. 橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年橿原市告示第175号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていない者であること。
7. 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

第3 仕様書等の閲覧方法

この案件の入札に参加しようとする場合は、下記申請期限までに仕様書等閲覧資格確認申請書（指定様式）を契約検査課に提出し、閲覧資格の確認を受けること。

1. 仕様書等閲覧資格確認申請書の様式は、橿原市ホームページ（入札・監督検査内）に掲載。
橿原市ホームページアドレス <http://www.city.kashihara.nara.jp>
2. 仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日
令和 8年 2月 4日 正午まで
橿原市役所 契約検査課に F A X または E メールで提出すること。
F A X 番号 0744-24-9721 E メールアドレス keiyaku@city.kashihara.nara.jp
3. 仕様書等閲覧資格確認結果通知書の送付
契約検査課から仕様書等閲覧資格確認申請書を提出した者に対し、**令和 8年 2月 5日** に、仕様書等閲覧資格確認結果通知書を F A X にて送付する。確認結果通知書で閲覧資格を確認された通知を受けた者は、併せて記載している仕様書等閲覧方法に沿って閲覧すること。

1. 質疑受付期限 令和 8年 2月12日(木) 正午まで

2. 回答予定日時 令和 8年 2月13日(金) 午後3時00分頃

※質疑受付期限後の質疑受付、回答後の再質疑受付はしないため、質疑内容の認識違い等が起らないよう、質疑はできる限り具体的に記入すること。

なお、再度入札参加者が1者であることが明らかな場合、再度入札は行いません。

落札者が決定した日の翌日以降に、橿原市ホームページに掲載して公表する。

1. 開札後、落札候補者と認められたものに落札候補者決定通知を行う。落札候補者決定通知後、決定日の翌平日の午後3時まで以下記5の事後審査に関する「必要書類」を提出すること。
2. 事後審査で必要資格を確認できた場合は、その落札候補者を落札者として決定し、契約締結に向けた手続きを行う。
3. 事後審査で必要資格を確認できなかった場合は、事後審査結果通知書を送付する。その落札候補者の入札は無効とし、落札に値する金額を提示した業者で次順位の者を落札候補者として事後審査書類を確認する。落札に値する金額を提示した業者がいる限り、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。
4. 提出された事後審査書類は返却しない。
5. 審査内容と必要書類
 - ① プライバシーマーク（Pマーク）の付与を受けていること
（必要書類）
プライバシーマーク登録証の写し
 - ② 過去10年において、契約金額80万円以上の圧着はがきを用いた印刷業務（宛名等の対象者個人データ印字を含む）の元請実績を有すること
（必要書類）
契約書、仕様書等の写し

5073001336 2/2頁